



広告規制の実務

その広告大丈夫ですか？

京都総合法律事務所

弁護士 野崎隆史

本日のテーマ

1. 景表法トラブルを起こさないために必要なこと
2. 課徴金制度のしくみ
3. 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置
4. 薬機法の威力
5. 広告対応を弁護士に依頼するメリット

約 33,300 件 (0.32 秒)

📰 [トップニュース](#)

ドコモショップの画像

東洋経済オンライン

ドコモ、「アハモでギガホ
勧誘」景表法違反か

6時間前

au Webポータル

ドコモ ahamo使いギガ
ホ勧誘か

6時間前

livedoor NEWS

ahamoで客を勧誘しギガ
ホに誘導 NTTドコモが
景品表示法違反か

6時間前



[すべて表示](#)

toyokeizai.net > ビジネス > 通信 ▼

[ドコモ、「アハモでギガホ勧誘」景表法違反か | 通信 | 東洋経済 ...](#)

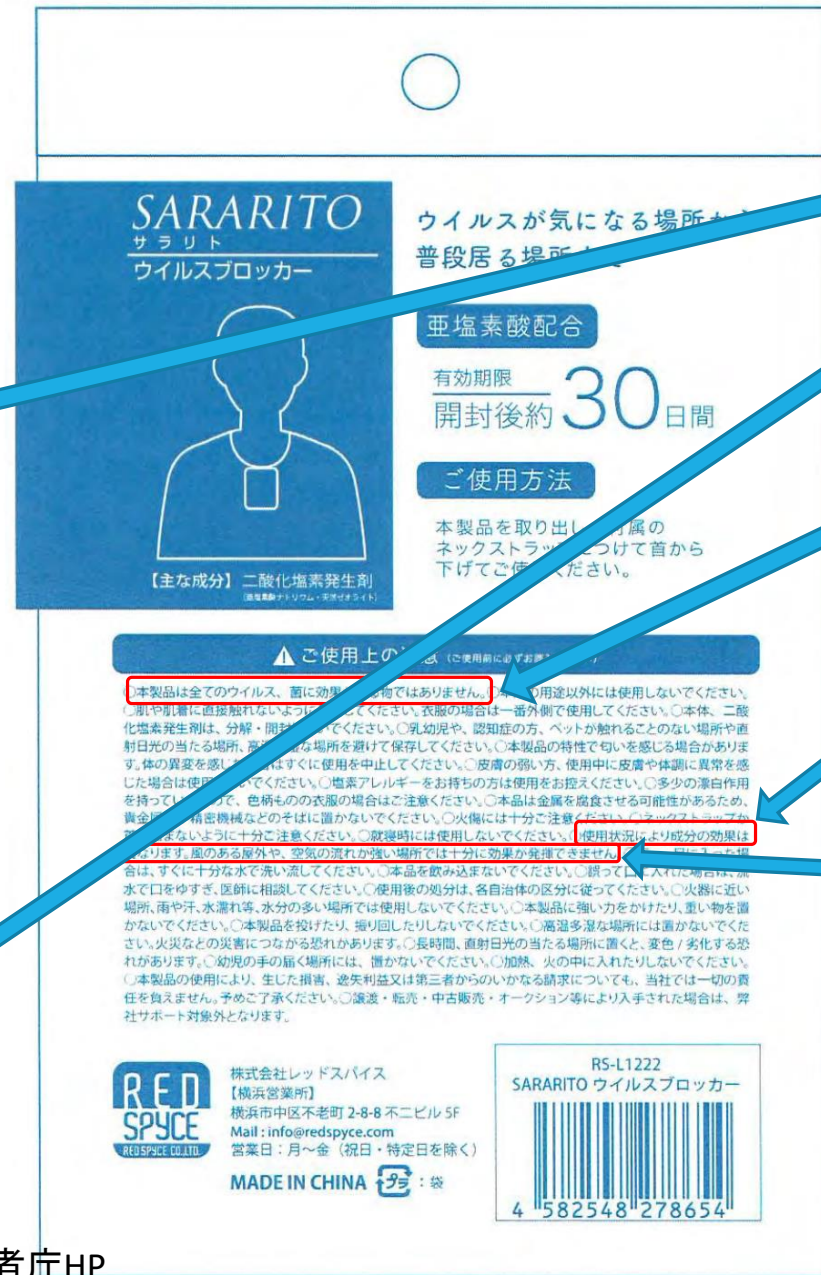
7 時間前 — 携帯電話大手のNTTドコモは3月26日、格安の新プラン「ahamo（アハモ）」の提供を開始する。そんな中、昨年12月から同社がドコモショップを営む携帯販売代理店に対し、アハモを前面に押し出して客を勧誘したうえで...

出典: Google検索画面

3月

- 2021年3月26日 [表示](#) ▶ [新型コロナウイルスの検査キットの販売事業者5社に対する行政指導について](#) [NEW](#)
- 2021年3月26日 [表示](#) ▶ [新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意](#) [NEW](#)
- 2021年3月24日 [表示](#) ▶ [株式会社晋遊舎に対する景品表示法に基づく措置命令について](#) [NEW](#)
- 2021年3月23日 [表示](#) ▶ [ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について](#) [NEW](#)
- 2021年3月18日 [表示](#) ▶ [株式会社レッドスパイスに対する景品表示法に基づく措置命令について](#) [NEW](#)
- 2021年3月11日 [表示](#) ▶ [次亜塩素酸水の販売事業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について](#)
- 2021年3月 9日 [表示](#) ▶ [マクロフューチャー株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について](#)
- 2021年3月 4日 [表示](#) ▶ [亜塩素酸による除菌効果又は空間除菌を標ぼうするスプレーの販売事業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について](#)
- 2021年3月 3日 [表示](#) ▶ [株式会社T.Sコーポレーションに対する景品表示法に基づく措置命令について](#)

出典:消費者庁HP



- 約1 m³閉鎖空間での分析結果
- 使用環境によって効果が異なります。
- 本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。
- 使用状況により成分の効果は異なります。
- 風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。

これでOK?

出典:消費者庁HP

ういてる・くっつきウイルス・菌をまとめて除菌*



空間除菌に

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

詳しくはこちら

* 大幸薬品調べ

閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。

空間や物に付着したウイルス・菌を除去

特許 二酸化塩素分子のチカラ(特許登録番号：特許第5593423号)

※ 「クレベリン 置き型」「クレベリンスティック」：閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
「クレベリン スプレー」「クレベリン ミニスプレー」：閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。(大幸薬品調べ)

ういてるウイルス・菌、
くっつきウイルス・菌、
まとめて除菌。*

特許 二酸化塩素分子のチカラ
(特許登録番号：特許第5593423号)

* 大幸薬品調べ

閉鎖空間で二酸化塩素又はクレベリン置き型により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認。
閉鎖空間でクレベリンスプレー噴霧により、空気中の二酸化塩素が特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」を除去できる濃度になることを確認。

お家の中には、目には見えないけれど、小さなホコリやチリにくっついてウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっいたりしています。

クレベリン置き型は空間だけではなく、物に付着したウイルスや菌も99.9%除去してくれる製品。*
色々な人が出入りする玄関や家族が集まるリビング、寝室などお家の中の様々な所で使える衛生対策のベースとなる製品です。

※大幸薬品調べ

6畳相当(25㎡)の閉鎖空間でクレベリン置き型製品により、浮遊・付着ウイルスの一種、浮遊・付着菌の一種を180分間で99.9%除去できる事を確認。

※全てのウイルス・菌を除去できるものではありません。
※ご利用環境により、成分の広がり異なります。

出典：大幸薬品株式会社HP

Panasonic

個人向けトップ > 空調家電・季節家電 > 次亜塩素酸 空間除菌脱臭機(ジアイノ)

次亜塩素酸 空間除菌脱臭機(ジアイノ) TOP 商品一覧 比較表 コンテンツ サポート情報

次亜塩素酸で
空気を洗う

次亜塩素酸 空間除菌脱臭機 **ziaino**
ジアイノ



2021
いばのすまも
ぬこのすまも
第1位
ジアイノシリーズ
空気清浄機部門

ジアイノ所有者の
93.8%が
お薦めしたいと回答

※2019年8月当社調べ
(ジアイノ所有者20~60代男女3278名調査)



早わかり!「ジアイノ」

次亜塩素酸で空気を洗う「ジアイノ」の魅力をご紹介します。

[詳しく見る](#)



独自の次亜塩素酸技術

生成から放出まで。パナソニックだからできた、独自の次亜塩素酸技術。

[詳しく見る](#)



除菌・脱臭に優れた効果

本当にお困りのあなたのお家を「ジアイノ」で除菌★1、脱臭★2。清潔空間に。

★1:<浮遊菌>F-MV4100の場合。約6畳の試験空間での20分後の効果です。★1<付着菌>F-MV4100の場合。約18畳の居住空間での約12時間後の効果です。★2

★2:喫煙環境では使用しないでください。

●脱臭効果は、周囲環境(温度・湿度)、運転時間、臭気によって異なります。

[詳しく見る](#)



使いやすい便利な機能

お部屋の状況に合わせて最適運転。

[詳しく見る](#)

Panasonic JAPAN 次亜塩素酸 空間除菌脱臭機 ジアイノ 空気を洗って除菌篇【パナソニック公式】

後で見る 共有

ziainoは
ジアイノ

次亜塩素酸で空気を洗って除菌

次亜塩素酸 空間除菌脱臭機ジアイノ

見る YouTube

- 写真、イラストはすべてイメージです。
 - 使用中に身体に異常を感じたときは、直ちに使用を中止し、医師にご相談ください。
 - 実使用空間での実証効果ではありません。使用環境・お部屋の条件により効果は異なります。
 - 性能低下を招くため、喫煙環境では使用しないでください。
- ※1:【試験機関】(一財)北里環境科学センター【試験方法】約18畳の居室で、室内中央と室内奥に置いたシャーレに付着させた菌数を測定【除菌の方法】次亜塩素酸 空間除菌脱臭機(F-MV4100)を風量「強」・電解強度「強」運転で実施【対象】シャーレに付着した菌【試験結果】約12時間で99%以上抑制(試験番号)北生発 2019_0058号
- ※2:【試験機関】(一財)北里環境科学センター【試験方法】約6畳の試験空間で菌数の変化を測定【除菌・抑制の方法】次亜塩素酸 空間除菌脱臭機(F-MV3000[F-MV4100と同等性能機種])を風量「強」・電解強度「強」運転で実施【対象】浮遊した菌【試験結果】約20分で99%以上抑制(試験番号)北生発2016_0436号

出典: Panasonic HP

がんこな慢性病でお悩みの方へ
クロレラ療法

解説持報

自律神経失調症・高血圧

日本クロレラ療法研究会 京都本部
でんわ 0120-13-9603
http://www.3960.gr.jp

広告の主体

- 日本クロレラ療法研究会(一応、株式会社サン・クロレラとは別組織)

広告の内容

- 慢性病にはクロレラ療法がお勧め。
- クロレラには、「病気と闘う免疫力を整える」、「細胞の働きを活発にする」、「排毒・解毒作用」、「高血圧・動脈硬化の予防」、「心臓・腎臓の働きを活発にする」等の効用がある。
- ウコギには、「神経衰弱・自律神経失調症改善作用」、「ホルモンバランス調整」、「高ストレス作用・疲労回復作用」、「鎮静作用による緊張緩和・睡眠安定」、「抗アレルギー作用」等の効用がある。
- クロレラとウコギには「相乗効果」がある。

体験談

- クロレラ粒の服用で肺気腫の症状が改善。
- クロレラ粒とウコギエキスの継続服用で下記の症状が改善。
腰痛、腰部脊柱管狭窄症、自律神経失調症、高血圧、糖尿病

この広告はOK?

出典: 日本流通産業新聞HP

風邪やインフルエンザを

あまく見ても、

いけません!!

今、しっかり
理解して
おきたい!



年齢を重ねるほど大きなリスクを伴う風邪。合併症のリスクと免疫力に関する正しい理解が必要です。

三大合併症

- 気管支炎 …… 比較的早い段階で発症し肺炎の原因となる
- 肺炎 …… 日本人の死因第3位
- 急性呼吸不全 …… 呼吸機能が低下し、呼吸困難になる

なぜ高齢者の風邪はリスクが大きくなるのか

- 一般的に免疫力のピークは20歳前後であり、40歳ではピーク時の50%、70歳では、ピーク時の10%となります。そのため、単に風邪にかかりやすくなるだけではなく、重症化し、合併症を発症しやすくなるのです。

一見軽症でも見逃してはいけないカラダのサイン

- 食欲がない
- カラダがだるそう
- 頻繁に眠そうにしている
- 起きているのに返事がなかなか返って来ない
- 機嫌が悪い 等々。

詳しくは中面へ

資料コード:A-1C

病気を予防したいあなたへ。

東京大学と特許を共同出願した免疫活性成分「プロリコ」
摂取した体感のお声が、多数、届いています。

気分爽快です。私は週に2回ほど将棋クラブに行っていて若い人たちと対局を楽しんでいます。最近では少し思考力が上がったような気がします。

81歳 男性

良いので続けています。プロリコは身体に良いと知っていましたが、プロリコ成分は、さらに良さそうです。

43歳 女性

摂取しない日は、身体が重い感じがして、行動がしにくくなります。

70歳 男性

とても良い。プロリコ成分のおかげです。

51歳 女性

体調が安定し、毎日、安心です。

76歳 男性

若いものと違って、76才にもなれば、いくら運動や身体にいいことを重ねても、年と共に衰弱して行くのがわかります。しかしプロリコ成分を摂取してから、色々などころが少なくなつて行、自分が良くなって行、のが自分では良くなりました。

76歳 男性

プロリコ成分は老いゆく命を叶えて、自然のままに美しく形よく老いる予感があり、毎日、楽しく摂取、安心して暮らしています。

76歳 男性

ヤバイかな、と思った時に、少し多めに摂取し、大丈夫になるケースもある。

54歳 男性

色々試したが、今一番、身体に合っていると思います。

60歳 男性

※個人の感想であり、体感には個人差があります。

これでOK?

次は、「あなた」のお役に立ちたい。

知識豊富なスタッフが、お悩み・疑問をおうかがいします。ご相談は、お気軽に。

今すぐ、通話料無料ダイヤルへお電話ください。

フリーダイヤル **0120-632-265**

【受付時間】7:00～22:00(年中無休)※IP・携帯電話からもご利用いただけます。

イマジン・グローバル・ケア株式会社プロリコ研究所 東京都港区六本木3-16-12 六本木KSビル8階

別紙5

出典:消費者庁HP

プロリコを摂取された方の 体感のお声



58歳 男性

最初始められた時は、不安でしたが、今では、踏ん張りがきく様になりました。今後もプロリコのパワーを頂きながら頑張りたいと思います。

最初始めようとした時は、不安でしたが、今では踏ん張りがきくようになりました。今後もプロリコのパワーを頂きながら頑張りたいと思います。



77歳 男性

夜、床に入る前に毎日摂取していましたが、朝目覚めが良くなりました。これからも摂取を続けたいと思います。若い人に負けないう頑張ります。

夜、床に入る前に毎日摂取していますが、朝目覚めが良くなりました。これからも摂取を続けたいと思います。若い人に負けないう頑張ります。



89歳 男性

プロリコのお陰で悩む事がなくなりました。プロリコのおかげで驚きと共に健康の幸せを感じ感謝しております。

プロリコのおかげで悩む事がなくなりました。プロリコのおかげで驚きと共に健康の幸せを感じ感謝しております。



61歳 男性

3ヶ月が経過しましたが、気が付くと氣力、体力の充実を実感している自分自身がいきました。

3ヶ月が経過しましたが、気が付くと氣力、体力の充実を実感して自分自身がいきました。



86歳 男性

「プロリコで健康維持のありがたさ。自分の健康は自分で守るという強い決意があるので忘れたことは過去に一度も摂取し忘れることはありませんでした。家族の状況もあり絶対に健康でありつづけたいです。86歳と9ヶ月です。」

「プロリコで健康維持のありがたさ」
自分の健康は自分で守るという強い決意があるので忘れたことは過去に一度も摂取し忘れることはありませんでした。家族の状況もあり絶対に健康でありつづけたいです。86歳と9ヶ月です。



83歳 女性

気が付いたらパワーが出てきているのびっくりしました。食事の仕度、掃除にテキパキと動いているので、摂取を始めてから「プロリコのお陰だ」からだが若返ったように明るい日々を送っております。心より感謝申し上げます。

気が付いたらパワーが出てきているのびっくりしました。食事の仕度、掃除にテキパキと動いているのです。摂取を始めてから「プロリコのお陰だ」からだが若返ったように明るい日々を送っております。心より感謝申し上げます。



93歳 女性

93歳にしては元気だ、若々しいと言われる。自分でもねばり強くなったと思う。今まで出来なかった事をサアアやってみようと思っております。

93歳にしては元気だ、若々しいと言われる。自分でもねばり強くなったと思う。今まで出来なかった事をサアアやってみようと思っております。



52歳 女性

昔毎月欠かさず摂取していましたが、しばらく休んでおりました。再び摂取することになったのは、あとになって「元気だったのはプロリコのおかげだった」と気付いたからです。身体の奥底から元気がわいてくるというか、一本しんが通るような感覚を摂取し始めて感じています。

昔毎月欠かさず摂取していましたが、しばらく休んでおりました。再び摂取することになったのは、あとになって「元気だったのはプロリコのおかげだった」と気付いたからです。身体の奥底から元気がわいてくるというか、一本しんが通るような感覚を摂取し始めて感じています。

※個人の感想であり、体感には個人差があります。

これでOK?

12 ※個人の感想であり、体感には個人差があります。※年齢は取材当時のものです。※コメントは内容により一部省略・変更しております。

出典：消費者庁HP

わたしの一枚 MICARD クレジットカードは三越伊勢丹グループのEMアイカード

法人の皆さま 保険 不動産

カードの紛失・盗難時のご案内 > よくあるご質問 > サイトマップ > サイト内検索

カードをつくる ポイントを貯める・使う キャンペーン サービスラインナップ お得なお店を探す

EMアイカードトップ > サービスラインナップ > EMアイカードプラスゴールドサービス

EMアイカード プラス ゴールドサービス

三越伊勢丹グループのゴールドカード、それは、お客さまのために真のメリットを考え抜いたカードです。

現在、EMアイカード プラスをお持ちでない方

すでにEMアイカード プラス（一般）をお持ちの方

新規お申し込みはこちら >

EMアイカード プラス ゴールド新規ご入会&ご利用特典 期間：2019年6月30日(日)まで

最大 **7,000** ポイントプレゼント! (7,000円相当)

三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度**8%**ポイントが貯まります。

| | | | |
|---|---|--|--|
| <p>百貨店でお得!</p> <p>初年度ポイント率8%! 最大10%のポイントが貯まる!</p> | <p>日常でお得!</p> <p>百貨店以外でもお得! いつでもポイント2倍。</p> | <p>旅行でお得!</p> <p>羽田空港の特別なラウンジ (TIA)を含む 提携空港ラウンジが無料でご利用可能! 最高1億円の海外旅行傷害保険。</p> | <p>Webでお得!</p> <p>通常年会費6,000円のWebサービスが無料に!</p> |
|---|---|--|--|

新規お申し込みはこちら >

右とは別のページに下記表示

- 三越伊勢丹グループ百貨店の3,000円(税抜)以上の商品
- 三越伊勢丹グループ百貨店の食料品・レストラン・喫茶一品3,000円(税抜)未満の商品1%ポイント
- ボーナス1回払いの場合は、1%ポイントとなります。
- セール品、福袋、送料、お仕立て代、加工料、修理代、箱代、一部のブランド、特定商品などは特典対象外となります。

これでOK?

出典:消費者庁HP

翌月も同じキャンペーン

表示例 ① (平成26年11月4日~同月30日)

アディーレ法律事務所 0120-316-742

法律相談実績 15万人 返金保証 キャンペーン

もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 11/4 → 11/30

アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!

1ヶ月間の表示

「今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」等との記載

3つの約束

| | | |
|--|---|--|
| ご満足いただけなかった場合、 POINT 1 着し金を 全額返金! | 借金を完済した方は、 POINT 2 過払い金返還の着し金が 無料! | 現在返済中の方は、 POINT 3 相談前の過払い金診断が 無料! |
|--|---|--|

対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。

※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。

表示例 ② (平成26年12月1日~平成27年1月4日)

アディーレ法律事務所 0120-316-742

法律相談実績 15万人 返金保証 キャンペーン

もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 12/1 → 2015 1/4

アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!

1ヶ月間の表示 (日付を変更)

「今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」等との記載

3つの約束

| | | |
|--|---|--|
| ご満足いただけなかった場合、 POINT 1 着し金を 全額返金! | 借金を完済した方は、 POINT 2 過払い金返還の着し金が 無料! | 現在返済中の方は、 POINT 3 相談前の過払い金診断が 無料! |
|--|---|--|

対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。

※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。

出典:消費者庁HP

景品表示法のしくみ

不当景品類及び不当表示防止法

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する**不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止**について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

一般消費者の利益の保護



不当な顧客誘引の禁止

不当な表示の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示

- 例
- チラシ ● パンフレットや説明書
 - ポスターや看板
 - 新聞や雑誌に掲載された広告
 - テレビCM
 - ウェブサイト 等



過大な景品類の提供の禁止

景品類とは？

商品・サービスの取引に付随して、相手方に提供される物品、金銭等の経済上の利益

- 例
- 一定額以上の買い物をした人に抽選で提供される賞品
 - 来店者にもれなく提供される粗品
 - 商店街の福引きセールで提供される旅行券等



出典：消費者庁HP

過大な景品類の提供は禁止されています。

商品やサービスの販売促進のため、景品類の提供が盛んになっています。しかし、一般消費者が景品によって商品・サービスを選ぶようになると、質の良くない商品や価格の高いものを買わされて不利益を受けてしまうおそれがあります。景品表示法では、このような不利益を一般消費者が受けることがないように、景品類の最高額、総額などを制限しています。

景品類とは？

事業者が、顧客を誘引するための手段として、商品・サービスの取引に付随して提供する物品、金銭等のことをいいます。

※値引き、アフターサービス等は除きます。

目的 顧客を誘引する手段として

提供方法 取引に付随して提供する

内容 物品、金銭等の経済上の利益

景品類

一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することです。

- 例**
- 抽せん券、じゃんけん等により提供
 - 一部の商品にのみ景品類を添付して、外観上それが判断できない場合
 - パズル、クイズ等の解答の正誤により提供
 - 競技、遊技等の優劣により提供 等

| 懸賞に係る取引価額 | 景品類限度額 | |
|-----------|----------|----------------|
| | 最高額 | 総額 |
| 5,000円未満 | 取引価額の20倍 | 懸賞に係る売上予定総額の2% |
| 5,000円以上 | 10万円 | 懸賞に係る売上予定総額の2% |



共同懸賞

商店街や一定の地域内の同業者が共同して行う懸賞です。

- 例**
- 一定の地域（市町村等）の小売業者又はサービス業者が共同で実施
 - 中元・歳末セール等、商店街が共同で実施（年3回、70日まで）
 - 「電気まつり」等、一定の地域の同業者が共同で実施 等

| 景品類限度額 | |
|----------------|----------------|
| 最高額 | 総額 |
| 取引価額にかかわらず30万円 | 懸賞に係る売上予定総額の3% |



総付景品

商品の購入者や来店者に対し、もれなく提供する景品です。

- 例**
- 商品の購入者全員にプレゼント
 - 来店者全員にプレゼント
 - 申込みや来店の先着順にプレゼント 等

次のようなものには景品規制は適用されません。

- 商品・サービスの販売に必要な物品・サービス
- 見本、宣伝用の物品・サービス
- 自店又は自店と他店で共通して使用できる割引券
- 開店披露、創業記念等で提供される物品・サービス

| 取引価額 | 景品類の最高額 |
|----------|-----------|
| 1,000円未満 | 200円 |
| 1,000円以上 | 取引価額の2/10 |



出典：消費者庁HP

商品・サービスに関する不当な表示は禁止されています。

品質や価格についての情報は、一般消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり、一般消費者に正しく伝わる必要があります。ところが、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、一般消費者の適正な選択が妨げられることとなります。このため、景品表示法では、一般消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

優良誤認表示(5条1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

例 10万キロ以上走行した中古自動車に「3万5千キロ走行」と表示した場合

② 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

例 「この技術は日本で当社だけ」と表示しているが、実際は競争事業者でも同じ技術を使っていた場合

出典:消費者庁HP

商品・サービスに関する不当な表示は禁止されています。

品質や価格についての情報は、一般消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり、一般消費者に正しく伝わる必要があります。ところが、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、一般消費者の適正な選択が妨げられることとなります。このため、景品表示法では、一般消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

有利誤認表示(5条2号)

商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示

① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

例 「優待旅行を特別価格5万円で提供」と表示しているが、実際は通常価格と変わらない場合

② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

例 「他社商品の1.5倍の量」と表示しているが、実際は他社商品と同程度の内容量しかない場合

出典：消費者庁HP

商品・サービスに関する不当な表示は禁止されています。

品質や価格についての情報は、一般消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり、一般消費者に正しく伝わる必要があります。ところが、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、一般消費者の適正な選択が妨げられることとなります。このため、景品表示法では、一般消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

5条3号

商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ、内閣総理大臣が指定する表示

以下の6つが指定されています（平成30年3月現在）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和48年公正取引委員会告示第4号）
- ② 商品の原産国に関する不当な表示（昭和48年公正取引委員会告示第34号）
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示（昭和55年公正取引委員会告示第13号）
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示（昭和55年公正取引委員会告示第14号）
- ⑤ おとり広告に関する表示（平成5年公正取引委員会告示第17号）
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）

出典：消費者庁HP

優良誤認表示

品質、規格等に関する 不当表示を禁止しています。

- **品質** 原材料、純度、添加物、性能、鮮度、栄養価等
- **規格** 国等が定めた規格(例 JIS)、等級、基準等
- **その他の内容** 原産地、有効期限、製造方法等

優良誤認表示(5条1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
例 10万キロ以上走行した中古自動車に「3万5千キロ走行」と表示した場合
- ② 内容について、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
例 「この技術は日本で当社だけ」と表示しているが、実際は競争事業者でも同じ技術を使っていた場合

「著しく」

誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていること

「誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超える」

当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断される。

その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度。

商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容等を基に、表示全体から判断される。

出典：消費者庁HP

優良誤認表示

品質、規格等に関する 不当表示を禁止しています。

- **品質** 原材料、純度、添加物、性能、鮮度、栄養価等
- **規格** 国等が定めた規格(例 JIS)、等級、基準等
- **その他の内容** 原産地、有効期限、製造方法等

優良誤認表示(5条1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
例 10万キロ以上走行した中古自動車に「3万5千キロ走行」と表示した場合
- ② 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
例 「この技術は日本で当社だけ」と表示しているが、実際は競争事業者でも同じ技術を使っていた場合

CASE 1

自社の商品・サービスの品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

衣料品の原材料

セーターに「カシミア100%」と表示していたが、実際にはカシミア混用率は80%程度であった。



宅配便の配達日数

「翌日配達」と表示していたが、実際には一部の地域にしか翌日に届いていなかった。



出典:消費者庁HP

優良誤認表示

品質、規格等に関する 不当表示を禁止しています。

- 品質 原材料、純度、添加物、性能、鮮度、栄養価等
- 規格 国等が定めた規格(例 JIS)、等級、基準等
- その他の内容 原産地、有効期限、製造方法等

優良誤認表示(5条1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

- ① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
例 10万キロ以上走行した中古自動車に「3万5千キロ走行」と表示した場合
- ② 内容について、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
例 「この技術は日本で当社だけ」と表示しているが、実際は競争事業者でも同じ技術を使っていた場合

CASE 2

自社の商品・サービスの品質、規格その他の内容について、競争事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

スマートフォンの機能

「この機能はこのスマートフォンだけ」と表示していたが、実際には他社のスマートフォンにも同じ機能が搭載されていた。



健康食品の成分量

健康食品に「栄養成分が他社の2倍」と表示していたが、実際には同じ量しか入っていないかった。



出典:消費者庁HP

不実証広告規制(7条2項)

消費者庁長官は、優良誤認表示(5条1号)に該当するかどうか判断するため必要があると認めるときは、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。
→事業者が求められた資料を期間内に提出しない場合や提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、不当表示とみなされます。

提出期限

消費者庁長官が資料の提出を求める文書を交付した日から15日を経過するまで

合理的な根拠

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

合理的な根拠

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

□ 試験・調査によって得られた結果

- ・関連する学术界又は産業界において一般的に認められた方法
- ・関連分野の専門家多数が認める方法
- ・社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法
- ✓ 事業者自身や当該事業者の関係機関が行った試験・調査であってもOK
- ✓ 消費者の体験談やモニターの意見等も統計的に客観性が十分に確保されていればOK

□ 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

- ・専門家等が客観的に評価した見解又は学術文献で、当該専門分野で一般的に認められているもの

合理的な根拠

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

例 「継続率90% ※対象＝広告商品、期間＝2021年1月－3月、N＝100、自社調べ」

- 「継続率90%」というデータを消費者に誤認させないように、その条件を注記として記載する。
 - ✗ 「※自社調べ」のみ
- 「N＝100」の部分について、消費者庁は「無作為抽出で相当数のサンプル」を求めている。
- 「無作為抽出」とは、ランダムであること。
 - ✗ 対象が社員のみ
 - ✗ 対象が「モニター」なのに、それを「顧客」と示す
- サンプル数は100以上でOK。ランダム度が高ければ30くらいでもOK。
- 「N＝100」のランダム度について、「(期間中の広告商品の新規購入者)」等と注記するとベター。

打消し表示の基本ルール

消費者庁「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点(実態調査報告書のまとめ)」より

- 打消し表示は、強調表示だけでは一般消費者が認識できない例外条件、制約条件等がある場合に**例外的**に使用されるべきもの



- 強調表示と**共に**消費者が認識できなければNG
 - ✓ 強調表示と同様に目立つこと(強調表示の直下に置くこと)が必要
- 強調表示と**矛盾**する内容はNG
 - ✓ 強調表示は訴求する商品・サービスの実際を反映するものであることが必要
 - ✓ 「個人の感想です」は打消し表示にならない
- 打消し表示の**表示内容**に問題がある場合はNG
 - ✓ 一般消費者が読んでその内容を理解できることが必要
- 打消し表示の**表示方法**に問題がある場合はNG
 - ✓ 一般消費者が気付けること、読み終えることが必要

打消し表示の基本ルール

消費者庁「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点(実態調査報告書のまとめ)」より

- × 「上記はお客様個人の感想です。」
- × 打消し表示の文字が小さい
- × 打消し表示の配置場所が強調表示から離れている
- × 打消し表示が表示されている時間が短い

打消し表示の判断要素

消費者庁「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点（実態調査報告書のまとめ）」より

□ 打消し表示の文字の大きさ

□ 強調表示の文字と打消し表示の文字の大きさのバランス

□ 打消し表示の配置箇所

□ 打消し表示と背景の区別

【動画広告】

□ 打消し表示が含まれる画面の表示時間

□ 音声等による表示の方法

□ 強調表示と打消し表示が別の画面に表示されているか

□ 複数の場面で内容の異なる複数の強調表示と打消し表示が登場するか

【Web広告(PC)】

□ 強調表示と打消し表示が1スクロール以上離れているか

【Web広告(スマートフォン)】

□ アコーディオンパネルに打消し表示が表示されているか

□ コンバージョンボタンの配置箇所

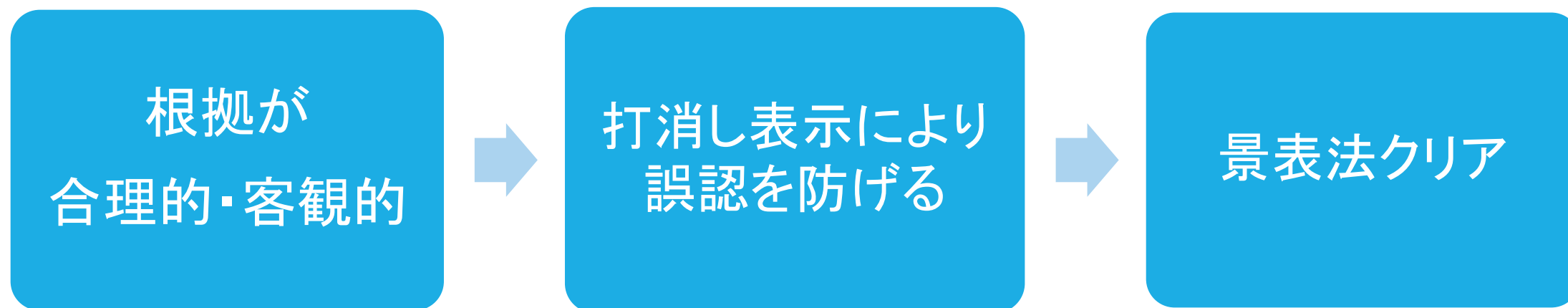
□ スマートフォンにおける強調表示と打消し表示の距離

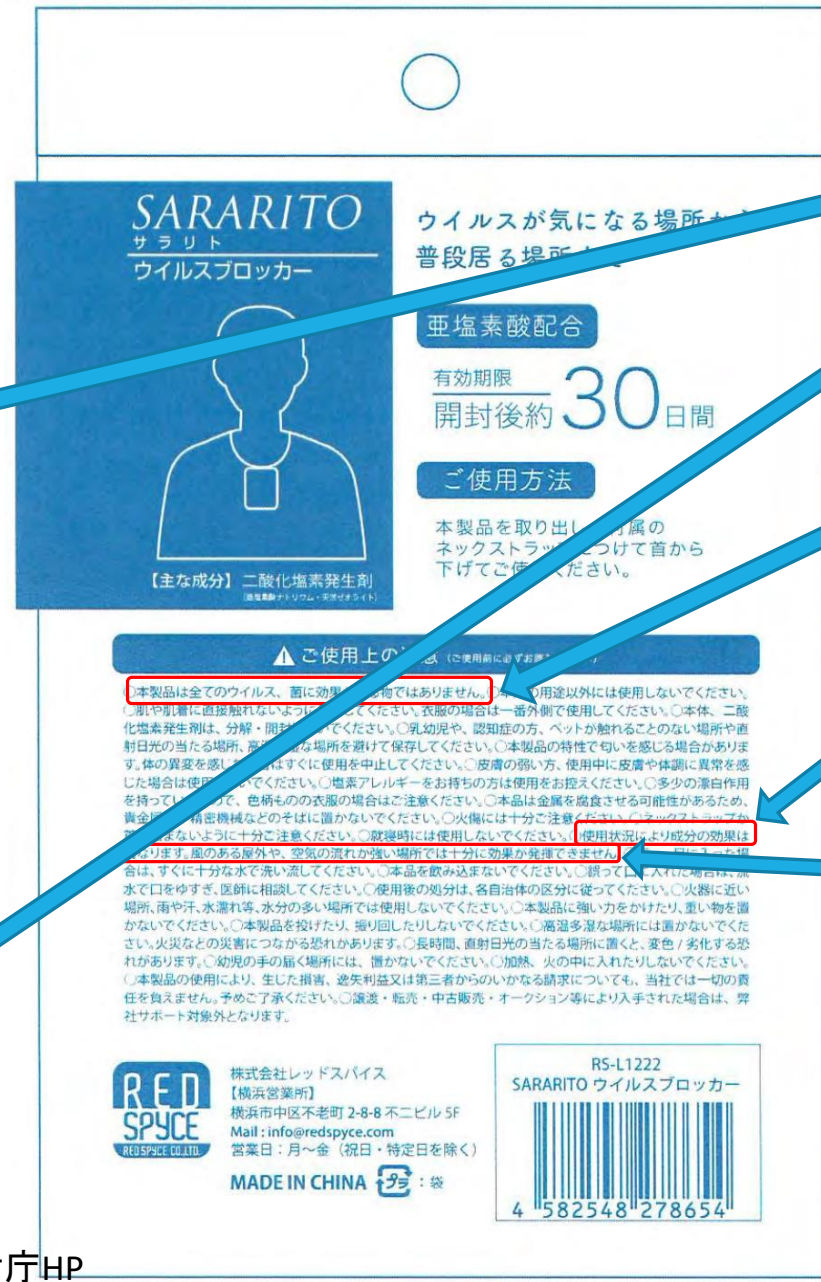
□ スマートフォンにおける打消し表示の文字の大きさ

□ スマートフォンにおける打消し表示の文字とその背景の色や模様

□ 他の画像等に注意が引きつけられるか

「合理的な根拠」と「打消し表示」の関係





- 約1 m³閉鎖空間での分析結果
- 使用環境によって効果が異なります。
- 本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。
- 使用状況により成分の効果は異なります。
- 風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。

これでは✖

出典：消費者庁HP

出典: 日本流通産業新聞HP

クロレラチラシ事件

京都地裁 平成27年1月21日判決
 大阪高裁 平成28年2月25日判決
 最高裁 平成29年1月24日判決

広告の内容

- 慢性病にはクロレラ療法がお勧め。
- クロレラには、「病気と闘う免疫力を整える」、「細胞の働きを活発にする」、「排毒・解毒作用」、「高血圧・動脈硬化の予防」、「心臓・腎臓の働きを活発にする」等の効用がある。
- ウコギには、「神経衰弱・自律神経失調症改善作用」、「ホルモンバランス調整」、「高ストレス作用・疲労回復作用」、「鎮静作用による緊張緩和・睡眠安定」、「抗アレルギー作用」等の効用がある。
- クロレラとウコギには「相乗効果」がある。

体験談

- クロレラ粒の服用で肺気腫の症状が改善。
- クロレラ粒とウコギエキスの継続服用で下記の症状が改善。
 腰痛、腰部脊柱管狭窄症、自律神経失調症、高血圧、糖尿病

がんこな慢性病でお悩みの方へ
クロレラ療法

解説特報

最近のクロレラに関する最新情報

自律神経失調症・高血圧

日本クロレラ療法研究会 京都本部
でんわ 相談 **0120-13-9603**

http://www.3960.jp/

出典: 日本流通産業新聞HP

クロレラチラシ事件

京都地裁 平成27年1月21日判決
大阪高裁 平成28年2月25日判決
最高裁 平成29年1月24日判決

景表法に関する主要争点

- ① 景表法が規制する「表示」に当たるか？
- ② 表示された効能効果が実際の効能効果と比べて著しく優良であることの立証責任はどちらにあるか？

サン・クロレラ社の主張

- ① チラシには、「クロレラ」や「ウコギ」といった一般的な原材料の記載はあるが、**商品名の記載はなく**、サン・クロレラ社の商品の内容を表示するものではない。
- ② 表示された効能効果が実際の効能効果と比べて著しく優良であることの立証責任は適格消費者団体側が負う。



出典: 日本流通産業新聞HP

景表法に関する主要争点

- ① 景表法が規制する「表示」に当たるか？
- ② 表示された効能効果が実際の効能効果と比べて著しく優良であることの立証責任はどちらにあるか？

裁判所の判断

- ① 商品名が記載されていないとしても規制を免れられるわけではない。研究会のチラシは、そこに記載された様々な効用に関心を抱いた顧客が必然的に商品の購入を勧誘されるという仕組みがとられているから、商品の品質に関する表示に当たる。
- ② 医薬品の承認がされていない商品に医薬品的な効能効果が表示されている場合、一般消費者は、その商品があたかも国により厳格に審査され承認を受けて製造販売されている医薬品であるという誤認を引き起こすおそれがあるから、優良誤認表示に当たる。

→ 医薬品的な効能効果を表示した商品について、その効果の有無・程度に関する適格消費者団体側の立証責任を事実上転換

風邪やインフルエンザを

あまく見ても、

いけません!!

今、しっかり
理解して
おきたい!

年齢を重ねるほど大きなリスクを伴う風邪。合併症のリスクと免疫力に関する正しい理解が必要です。

三大合併症

- ✓ 気管支炎 …… 比較的早い段階で発症し肺炎の原因となる
- ✓ 肺炎 …… 日本人の死因第3位
- ✓ 急性呼吸不全 …… 呼吸機能が低下し、呼吸困難になる

なぜ高齢者の風邪はリスクが大きくなるのか

- ✓ 一般的に免疫力のピークは20歳前後であり、40歳ではピーク時の50%、70歳では、ピーク時の10%となります。そのため、単に風邪にかかりやすくなるだけではなく、重症化し、合併症を発症しやすくなるのです。

一見軽症でも見逃してはいけないカラダのサイン

- ✓ 食欲がない
- ✓ カラダがだるそう
- ✓ 頻繁に眠そうにしている
- ✓ 起きているのに返事がなかなか返って来ない
- ✓ 機嫌が悪い 等々。

詳しくは中面へ

資料コード:A-1C

病気を予防したいあなたへ。

東京大学と特許を共同出願した免疫活性成分「プロリコ」
摂取した体感のお声が、多数、届いています。

気分爽快です。私は週に2回ほど将棋クラブに行っていて若い人たちと対局を楽しんでいます。最近は少し思考力が上がったような気がします。

81歳 男性

良いので続けています。プロリコは身体に良いと知っていましたが、プロリコ成分は、さらに良さそうです。

43歳 女性

摂取しない日は、身体が重い感じがして、行動がしにくくなります。

70歳 男性

とても良い。プロリコ成分のおかげです。

51歳 女性

体調が安定し、毎日、安心です。

76歳 男性

若いものと違って、76才にもなれば、いくら運動や身体にいいことを重ねても、年と共に衰弱して行くのがわかります。しかしプロリコ成分を摂取してから、色々などころが少なくなつて行、自分が良くなって行、のが自分では良くなりました。

76歳 男性

プロリコ成分は老いゆく命を叶えて、自然のままに美しく形よく老いる予感があり、毎日、楽しく摂取、安心して暮らしています。

76歳 男性

ヤバイかな、と思った時に、少し多めに摂取し、大丈夫になるケースもある。

54歳 男性

色々試したが、今一番、身体に合っていると思います。

60歳 男性

※個人の感想であり、体感には個人差があります。

これでは✖

次は、「あなた」のお役に立ちたい。

知識豊富なスタッフが、お悩み・疑問をおうかがいします。ご相談は、お気軽に。

今すぐ、通話料無料ダイヤルへお電話ください。

フリーダイヤル **0120-632-265**

【受付時間】7:00～22:00(年中無休) ※IP・携帯電話からもご利用いただけます。

イマジン・グローバル・ケア株式会社プロリコ研究所 東京都港区六本木3-16-12 六本木KSビル8階

別紙5

出典:消費者庁HP

プロリコを摂取された方の 体感のお声



58歳 男性

最初始められた時は、不安でしたが、今では、踏ん張りがきく様になりました。今後もプロリコのパワーを頂きながら頑張りたいと思います。

最初始めようとした時は、不安でしたが、今では踏ん張りがきくようになりました。今後もプロリコのパワーを頂きながら頑張りたいと思います。



77歳 男性

夜、床に入る前に毎日摂取していましたが、朝目覚めが良くなりました。これからも摂取を続けたいと思います。若い人に負けないよう頑張ります。

夜、床に入る前に毎日摂取していますが、朝目覚めが良くなりました。これからは摂取を続けたいと思います。若い人に負けないよう頑張ります。



89歳 男性

プロリコのお陰で悩む事がなくなりました。プロリコのおかげで驚きと共に健康の幸せを感じ感謝しております。

プロリコのおかげで悩む事がなくなりました。プロリコのおかげで驚きと共に健康の幸せを感じ感謝しております。



61歳 男性

3ヶ月が経過しましたが、気が付くと氣力、体力の充実を実感している自分自身がいました。

3ヶ月が経過しましたが、気が付くと氣力、体力の充実を実感して自分自身がいました。



86歳 男性

「プロリコで健康維持のありがたさ。自分の健康は自分で守るという強い決意があるので忘れたことは過去に一度も摂取し忘れることはありませんでした。家族の状況もあり絶対に健康でありつづけたいです。86歳と9ヶ月です。」

「プロリコで健康維持のありがたさ」
自分の健康は自分で守るという強い決意があるので忘れたことは過去に一度も摂取し忘れるはありませんでした。家族の状況もあり絶対に健康でありつづけたいです。86歳と9ヶ月です。



83歳 女性

気が付いたらパワーが出てきているのにびっくりしました。食事の仕度、掃除にテキパキと動いているので、摂取を始めてから「プロリコのお陰だ」からだが若返ったように明るい日々を送っております。心より感謝申し上げます。

気が付いたらパワーが出てきているのにびっくりしました。食事の仕度、掃除にテキパキと動いているのです。摂取を始めてから「プロリコのお陰だ」からだが若返ったように明るい日々を送っております。心より感謝申し上げます。



93歳 女性

93歳にしては元気だ、若々しいと言われる自分でもねばり強くなったと思う。今まで出来なかった事をサーヤりましよう楽しくなっている。

93歳にしては元気だ、若々しいと言われる自分でもねばり強くなったと思う。今まで出来なかった事をサーヤりましよう楽しくなっている。



52歳 女性

昔毎月欠かさず摂取していましたが、しばらく休んでおりました。再び摂取することになったのは、あとになって「元気だったのはプロリコのおかげだった」と気付いたからです。身体の奥底から元気がわいてくるというか、一本しんが通るような感覚を摂取し始めて感じています。

昔毎月欠かさず摂取していましたが、しばらく休んでおりました。再び摂取することになったのは、あとになって「元気だったのはプロリコのおかげだった」と気付いたからです。身体の奥底から元気がわいてくるというか、一本しんが通るような感覚を摂取し始めて感じています。

※個人の感想であり、体感には個人差があります。

これでは✖

12 ※個人の感想であり、体感には個人差があります。※年齢は取材当時のものです。※コメントは内容により一部省略・変更しております。

出典：消費者庁HP

わたしの一枚 MICARD クレジットカードは三越伊勢丹グループのEMアイカード

カードの紛失・盗難時のご案内 > よくあるご質問 > サイトマップ > サイト内検索

カードをつくる ポイントを貯める・使う キャンペーン サービスラインナップ お得なお店を探す

EMアイカードトップ > サービスラインナップ > EMアイカードプラスゴールドサービス

EMアイカードプラス ゴールドサービス

三越伊勢丹グループのゴールドカード、それは、お客さまのために真のメリットを考え抜いたカードです。

現在、EMアイカード プラスをお持ちでない方

すでにEMアイカード プラス（一般）をお持ちの方

新規お申し込みはこちら >

EMアイカード プラス ゴールド新規ご入会 & ご利用特典 期間：2019年6月30日(日)まで

最大 **7,000** ポイントプレゼント! (7,000円相当)

三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度**8%**ポイントが貯まります。

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>百貨店でお得!</p> <p>初年度ポイント率8%! 最大10%のポイントが貯まる!</p> | <p>日常でお得!</p> <p>百貨店以外でもお得! いつでもポイント2倍。</p> | <p>旅行でお得!</p> <p>羽田空港の特別なラウンジ (PIAT)を含む 提携空港ラウンジが無料でご利用可能! 最高1億円の海外旅行傷害保険。</p> | <p>Webでお得!</p> <p>通常年会費6,000円のWebサービスが無料に!</p> |
|---|---|---|--|

新規お申し込みはこちら >

右とは別のページに下記表示

- 三越伊勢丹グループ百貨店の3,000円(税抜)以上の商品
- 三越伊勢丹グループ百貨店の食料品・レストラン・喫茶一品3,000円(税抜)未満の商品1%ポイント
- ボーナス1回払いの場合は、1%ポイントとなります。
- セール品、福袋、送料、お仕立て代、加工料、修理代、箱代、一部のブランド、特定商品などは特典対象外となります。

これでは✖

出典：消費者庁HP

有利誤認表示

価格や取引条件に関する 不当表示を禁止しています。

- 取引条件 数量、アフターサービス、保証期間、支払条件等

有利誤認表示(5条2号)

商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示

- ① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
例 「優待旅行を特別価格5万円で提供」と表示しているが、実際は通常価格と変わらない場合
- ② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
例 「他社商品の1.5倍の量」と表示しているが、実際は他社商品と同程度の内容量しかない場合

CASE 1

商品・サービスの価格や取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

住宅ローンの優遇金利

住宅ローンについて、「〇月〇日までに申し込めば優遇金利」と表示したが、実は、優遇金利は借入れ時期によって適用が決まるものであった。



菓子の過大包装

土産物の菓子について、内容物の保護として許容される限度を超えて過大な包装を行った。



出典:消費者庁HP

有利誤認表示

価格や取引条件に関する 不当表示を禁止しています。

- 取引条件 数量、アフターサービス、保証期間、支払条件等

有利誤認表示(5条2号) 商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示

- ① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
例 「優待旅行を特別価格5万円で提供」と表示しているが、実際は通常価格と変わらない場合
- ② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
例 「他社商品の1.5倍の量」と表示しているが、実際は他社商品と同程度の内容量しかない場合

CASE 2

自社の商品・サービスの価格や取引条件が、競争事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

販売価格の比較

他社の売価を調査せずに「地域最安値」と表示したが、実は近隣の店よりも割高な価格だった。



ローン内容の比較

「無金利ローンで買い物できるのは当社だけ」と表示したが、実は他社でも同じサービスを行っていた。



出典:消費者庁HP

不当な二重価格表示の禁止

二重価格表示

- ❑ 事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格(比較対照価格)を併記して表示すること
- ❑ 比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれあり。

「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがある。

不当な二重価格表示の禁止

最近相当期間にわたって販売された価格

- 当該価格で販売されていた時期及び期間
 - 対象となっている商品の一般的価格変動の状況
 - 当該店舗における販売形態
- 等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討される。

- セール開始時点から遡る8週間(8週間未満の場合には、当該期間)において、比較対照価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めている場合
- ✖ 当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合
- ✖ 当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合

有利誤認表示



表示例 ① (平成26年11月4日~同月30日)

アディーレ法律事務所 0120-316-742

法律相談実績 **15万人** ありがとう10周年
返金保証
キャンペーン
 もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 11/4 〇 → 11/30 〇

アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!

1ヶ月間の表示

「今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」等との記載

3つのお約束

| | | |
|--|---|--|
| ご満足いただけなかった場合、 POINT 1 着し金を 全額返金! | 借金を完済した方は、 POINT 2 過払い金返還の着し金が 無料! | 現在返済中の方は、 POINT 3 相談前の過払い金診断が 無料! |
|--|---|--|

対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。
 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。

表示例 ② (平成26年12月1日~平成27年1月4日)

アディーレ法律事務所 0120-316-742

法律相談実績 **15万人** ありがとう10周年
返金保証
キャンペーン
 もっとも身近な弁護士を目指して!

2014 12/1 〇 → 2015 1/4 〇

アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!

1ヶ月間の表示
(日付を変更)

「今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします！」等との記載

3つのお約束

| | | |
|--|---|--|
| ご満足いただけなかった場合、 POINT 1 着し金を 全額返金! | 借金を完済した方は、 POINT 2 過払い金返還の着し金が 無料! | 現在返済中の方は、 POINT 3 相談前の過払い金診断が 無料! |
|--|---|--|

対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着し金を無料とします。
 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円(税込)となります。

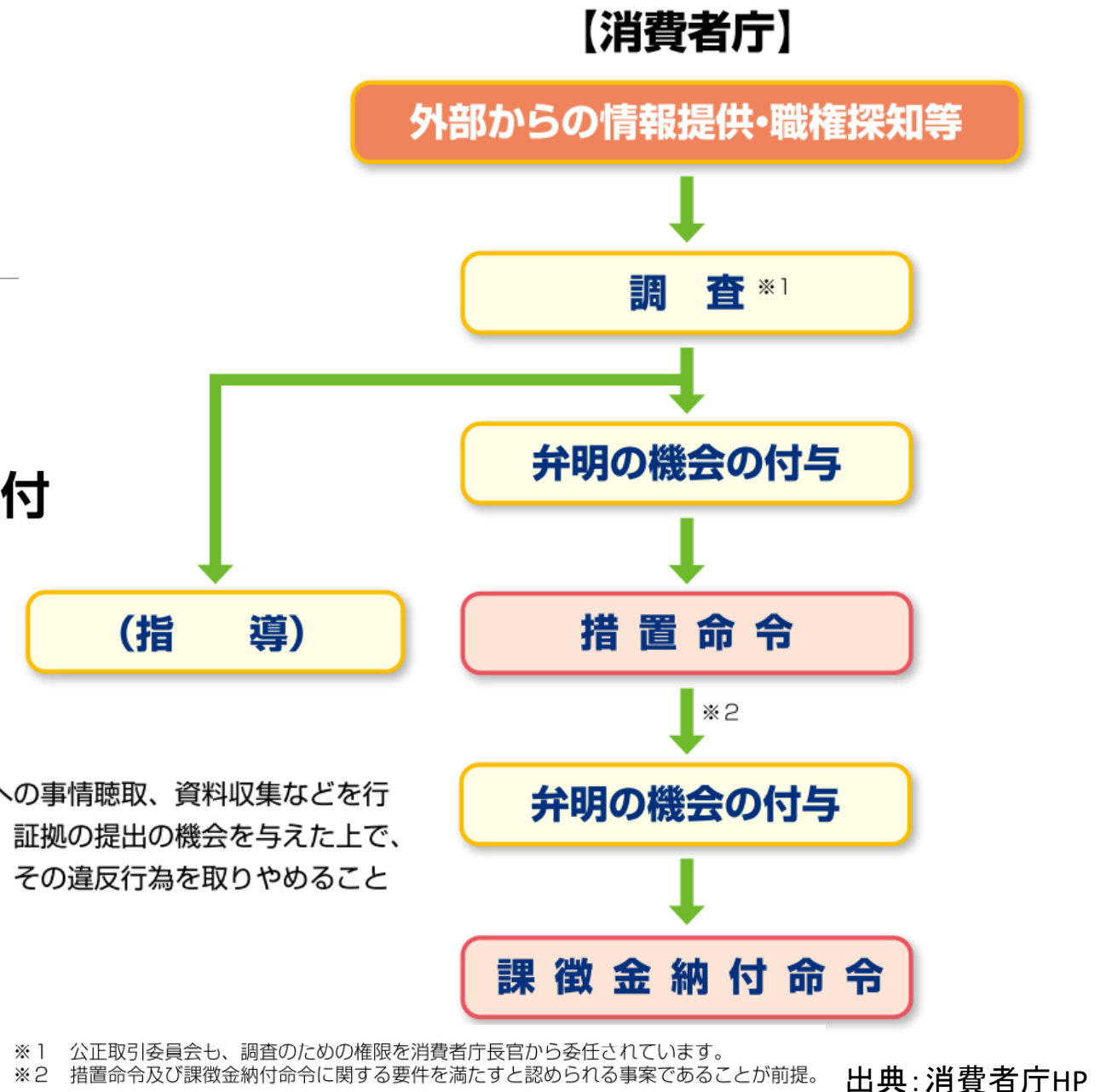
出典:消費者庁HP

課徴金制度のしくみ

違反行為に対しては、措置命令と課徴金納付命令が行われます。

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁は、事業者への事情聴取、資料収集などを行い、調査を実施します。措置命令や課徴金納付命令を出す前には、書面による弁明、証拠の提出の機会を与えた上で、措置命令により一般消費者に与えた誤認を排除すること、再発防止策を講ずること、その違反行為を取りやめることなどを命じ、課徴金納付命令により、課徴金の納付を命じます。

課徴金対象期間に行った取引によって得られた
売上高の3%に相当する額



令和2年3月24日

株式会社エムアイカードに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード」といいます。）に対し、同社が供給する「エムアイカードプラスゴールド」と称するクレジットカードに係る役務の表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為の概要

名称 株式会社エムアイカード（法人番号 2011101001801）
所在地 東京都中央区晴海一丁目8番12号
代表者 代表取締役 中村 隆之
設立年月 昭和63年9月
資本金 11億円（令和2年3月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る役務

エムアイカードプラスゴールドと称するクレジットカード（平成30年5月30日付けで同名称に変更する前のクレジットカードを含む。）に係る役務（平成30年4月1日から令和元年7月29日までの間に新規に申込みが行われたもの。以下「本件役務」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体
自社ウェブサイト
イ 課徴金対象行為をした期間
平成30年4月1日から令和元年6月28日までの間
ウ 優良誤認表示

(7) 表示内容（別紙1ないし別紙5）

例えば、平成31年4月1日から令和元年6月10日までの間、「三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度8%ポイントが貯まります。」「百貨店でお得！初年度ポイント率8%！」「百貨店でお得！」「ポイントが早く貯まる！」「MICAARD+ GOLDに新規でご入会いただくと三越伊勢丹グループ百貨店内のお買物で初年度8%ポイントが貯まる！」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載の

とおり表示することにより、あたかも、新規に「エムアイカードプラスゴールド」と称するクレジットカード（平成30年5月30日付けで同名称に変更する前のクレジットカードを含む。）に係る役務（以下「エムアイカードプラスゴールド」という。）の提供に係る契約を締結し、かつ、三越伊勢丹グループの百貨店において商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済にエムアイカードプラスゴールドを利用した場合、入会初年度においては、当該利用額の8パーセント分のポイントが付与されるかのように示す表示をしていた。

(イ) 実際

少なくとも、例えば、3,000円未満の商品の購入又は役務の提供を受ける際の代金決済にエムアイカードプラスゴールドを利用した場合、当該利用額の1パーセント分のポイントしか付与されないなど、別表2「ポイント付与に係る例外条件」欄記載のとおり、利用額の8パーセント分のポイントが付与されない場合があった。

(ロ) 打消し表示

前記(7)の表示を表示したウェブサイトとは別のウェブサイトにおいて、「三越伊勢丹グループ百貨店の3,000円（税抜）以上の商品」、「三越伊勢丹グループ百貨店の食料品・レストラン・喫茶 一品3,000円（税抜）未満の商品 1%ポイント」、「※ ボーナス1回払いの場合は、1%ポイントとなります。」「※ セール品、福袋、送料、お仕立て代、加工料、修理代、箱代、一部のブランド、特定商品などは特典対象外となります。」等と表示していたが、当該表示は、前記(7)の表示から離れた箇所に小さく表示されたハイパーリンクをクリックしなければ表示されない別のウェブページに表示されるものであること等から、一般消費者が前記(7)の表示から受けるエムアイカードプラスゴールドの内容に関する認識を打ち消すものではない。

エ 有利誤認表示

(7) 表示内容（別紙2ないし別紙6）

例えば、平成30年4月1日から同年6月30日までの間、「期間：2018年6月30日（土）まで」及び「ご入会特典 ゴールドカードの新規ご入会で 三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用で初年度8%ポイントが貯まります。」と表示するなど、別表3「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同欄記載の期限までに新規にエムアイカードプラスゴールドの提供に係る契約を締結した場合に限り、同欄記載の特典の適用を受けることができるかのように表示していた。

(イ) 実際

平成30年4月1日以降、継続して、別表3「表示内容」欄記載の特典の適用を受けることができるものであった。

(3) 課徴金対象期間

平成30年4月1日から令和元年7月29日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

エムアイカードは、本件役務について、不当表示の防止等を図るための表示内容の確認を十分に行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

エムアイカードは、令和2年10月26日までに、1526万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

出典：消費者庁HP

令和2年12月23日

株式会社ジャパネットたかたに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社ジャパネットたかた（以下「ジャパネットたかた」といいます。）に対し、同社が供給するエアコンに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名称 株式会社ジャパネットたかた（法人番号 3310001005550）
所在地 長崎県佐世保市日宇町2781番地
代表者 代表取締役 高田 旭人
設立年月 昭和61年1月
資本金 3億円（令和2年12月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

別表1「商品」欄記載のエアコン（以下「特定本件8商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

別表2「表示媒体」欄記載の表示媒体

イ 課徴金対象行為をした期間

別表3「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間

ウ 表示内容（別紙1ないし別紙6）

例えば、平成29年5月19日に配布した会員カタログにおいて、「ジャパネット通常税抜価格 ~~79,800円~~」、「2万円値引き」、「さらに！会員様限定2,000円値引き」及び「値引き後価格 会員様特価 57,800円」と記載するなど、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、ジャパネットたかたにおいて特定本件8商品の各商品について通常販売している価格であり、「値引き後価格」等と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。

エ 実際

「ジャパネット通常税抜価格」等と称する価額は、ジャパネットたかたにおいて、特定本件8商品の各商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。

(3) 課徴金対象期間

別表3「課徴金対象期間」欄記載の期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

ジャパネットたかたは、特定本件8商品の各商品について、それぞれ、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

ジャパネットたかたは、令和3年7月26日までに、別表3「課徴金額」欄記載の額を合計した5180万円を支払わなければならない。

出典：消費者庁HP

事業者が講ずべき景品類の提供 及び表示の管理上の措置

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

インターネット監視



News Release

令和3年3月5日

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（令和2年10月～12月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、令和2年10月から12月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。

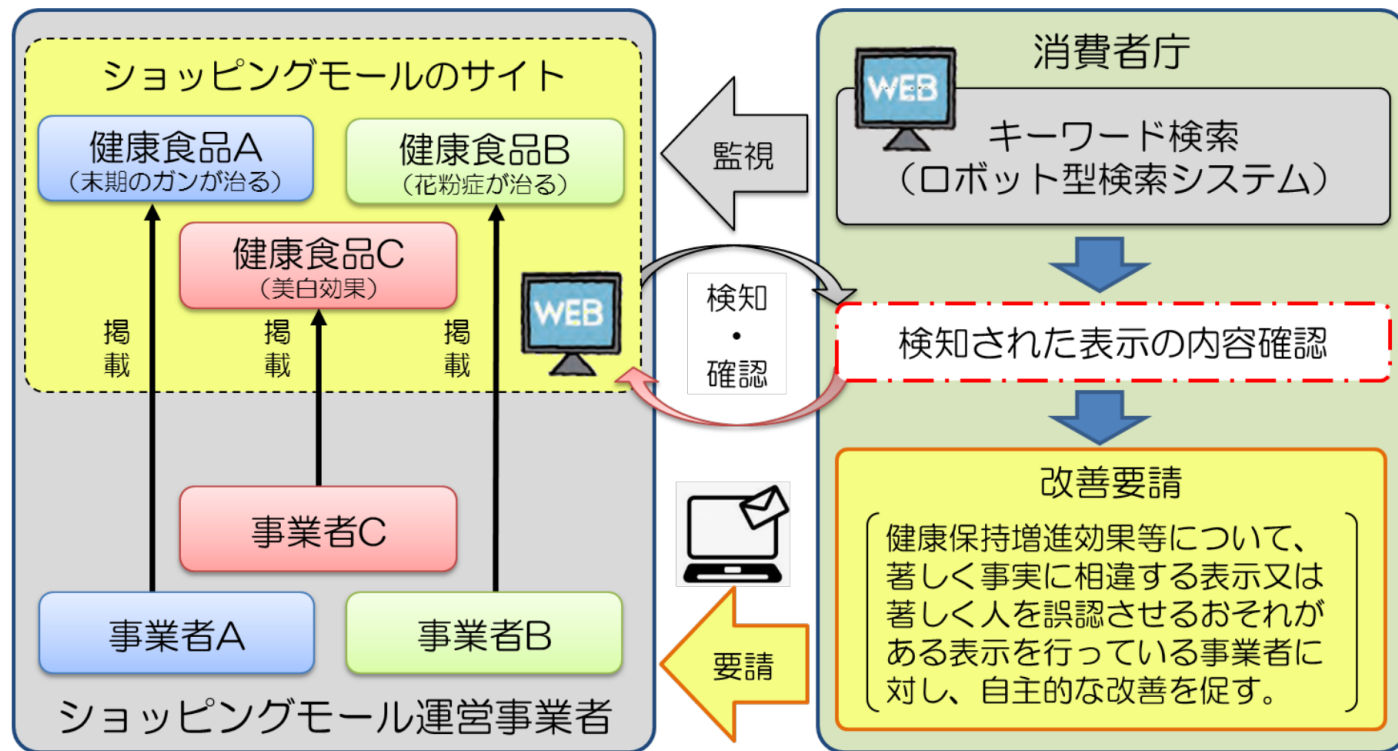
この結果、インターネットにおいて健康食品等を販売している150事業者による152商品の表示について、健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善を要請するとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を要請しました。

消費者庁では、引き続き、健康食品等の広告その他の表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

インターネット監視とは

インターネット監視は、事業者の自主的な意思の下、健康増進法違反のおそれのある表示を修正又は削除させることにより、不適切な内容の表示を迅速かつ効率的に排除し、国民に対する正確な情報の伝達を促すことを目的として実施。

インターネット監視業務の執行イメージ



出典: 消費者庁HP

薬機法の威力

ステラ漢方事件

大阪府警が、**医薬品として承認されていない健康食品を肝機能の改善に効果があるかのように宣伝した**として、**広告主と広告代理店を薬機法違反(未承認医薬品の広告禁止)の疑いで逮捕**



広告主が逮捕され業界に激震



✕ 広告主とその担当者、広告代理店とその担当者に罰金刑

△ 未承認医薬品の販売行為は不起訴

薬機法 逮捕

すべて ニュース 動画 画像 地図 もっと見る 設定 ツール

約 2,450,000 件 (0.29 秒)

<https://gentosha-go.com/articles>

薬機法違反で逮捕！なぜ記事広告で...WEBマーケ業界の低い...

2020/08/10 — 7月21日、医薬品として未承認の健康食品を肝臓機能の改善に効果があるかのようにインターネットで宣伝したとして医薬品医療機器法（薬機法）違反で健康食品販売会社、広告代理店、制作会社の社員ら6人が逮捕される ...

<https://www.corporate-legal.jp/news>

ニュース「「コロナに効果」で逮捕、薬機法の規制について...

医薬品ではないのに「新型コロナウイルスに有効」などと宣伝したとして大阪府警は17日、タンポポ茶製造輸入会社と販売会社の社長らを逮捕していたことがわかりました。ホームページやチラシで広告していたとのこと。今回は薬機法 ...

<https://www.tsuhannews.jp/shopblogs/detail>

記事広告が薬機法違反...大阪府警、広告代理店ら6人を逮捕...

2020/07/21 — 肝臓疾患の予防効果を謳った記事広告が薬機法違反に、逮捕されたのは、福岡市の健康食品販売会社「ステラ漢方」社員、佐野宏樹容疑者（29）と、東京都新宿区の広告代理店「KMウェブコンサルティング」社長、町田幸平 ...

出典: Google検索画面

薬機法の威力

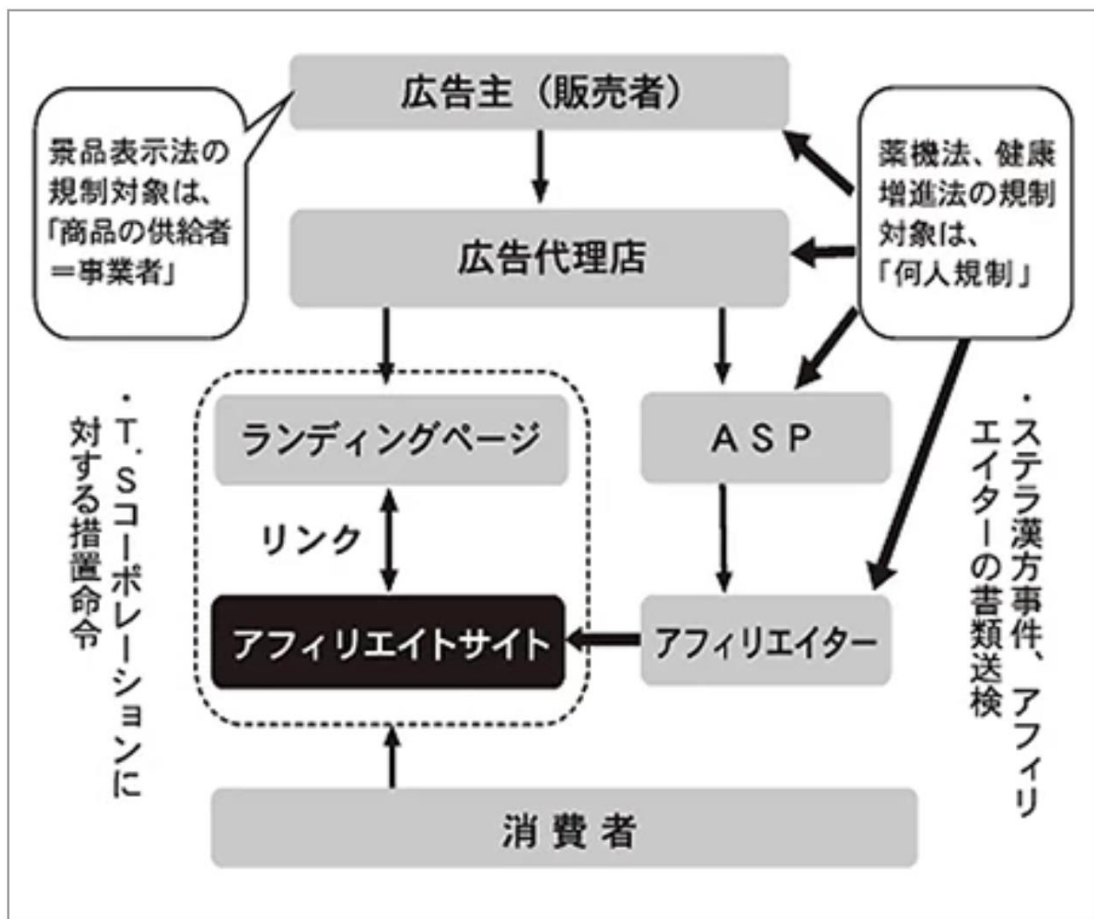
アフィリエイトの書類送検

大阪府警が、**薬機法違反(未承認医薬品の広告禁止)**の疑いで、神奈川県の自営業の男性を**書類送検**。

男性は、複数の広告仲介会社と契約し、自身が運営するサイトで、医薬品として承認されていない健康食品を痛風や糖尿病に効くと宣伝し、商品購入へのリンクを貼り、消費者がそのリンクを経由して購入すると、報酬を得られる仕組みを構築していた。

これまで野放しになっていたアフィリエイトに対する規制は、今後ますます厳しくなる見込み。

景表法と薬機法の関係



出典: impress BUSINESS MEDIA

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(誇大広告等)

第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 (略)

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

第六十八条 何人も、(略) 医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ(略) 承認又は(略) 認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反した者

五 第六十八条の規定に違反した者

広告対応を弁護士に依頼するメリット

- 景表法や薬機法に抵触した場合、**商品の販売中止**を余儀なくされたり、**広告戦略**に大きな影響を及ぼす
- 最悪の場合、**逮捕**される
- 優良誤認・有利誤認の要件は**極めて抽象的**
- 不実証広告規制は、**15日以内に合理的な根拠を示す**という**極めてタイト**なタイムスケジュール
- 課徴金は**売上高の3%**
- 消費者庁や適格消費者団体の動向のチェック
- **事業者が講ずべき措置**への適切な対応

事業者

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

適時かつ迅速に広告対応可能な弁護士に相談できる体制の構築は今後の広告戦略に不可欠

京都総合法律事務所リーガルサポートプラン

広告チェックサービスのご紹介

御社の広告が景品表示法や薬機法に抵触しないか、弁護士がチェックいたします。

電話やメールだけでなく、**ZoomやChatworkでのアドバイスも可能**です。

スポットでのご依頼

基本：1広告あたり2万7500円（税込み）

広告内容を検討し、景品表示法や薬機法に抵触する部分の指摘を行います。

※A4で8ページ以上の広告については別途ご相談

<オプション>

代替表現のご提案：+2万7500円（税込み）

広告作成準備段階からの
コンサルテーションにもご対応

継続的なご依頼

月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

組織防衛、労務、契約、知財、事業承継、資金調達
企業・経営者様のための
リーガルサポートプランのご案内

ーコンセプトー

経営者が経営に専念できる環境を整備する「リーガルサポートプラン」

会社経営において、不測の事態や法的課題は避けられないものであり、経営者を悩ませる大きな火種であると考えております。当事務所は、そうした経営者のお悩みに寄り添い、解決することで、本来享受できるはずであった利益の回復や、経営者自身のストレス軽減のお手伝いをしたいと考えております。

会社間の取引や、従業員とのトラブルをめぐる法的な問題は複雑化しており、度重なる法改正によって以前までは正しかった対応方法が、今では違法な対応となるケースも存在します。こうした移り変わりの激しい課題に対して、顧問契約を締結していただくことで、必要なタイミングに必要な情報をお届けし、法的なトラブルを未然に回避するとともに、トラブルに発展してしまったケースでも、迅速に正しい対応を取ることが可能となります。

なお、スポットでお引き受けするとともに可能ですが、今後新たに法的なトラブルに発展してしまった場合、損害賠償金等の金銭的な不利益のみならず、会社の名誉や評判も落としかねません。また、こうしたことに頭を悩ませ、本業に全力を注ぐことができないこともあるかと思えます。そのため、リーガルサポートプランは毎月費用を頂戴する形の契約になりますが、企業が持続的な発展を遂げるうえでは必要不可欠なサービスだと認識しております。したがって、当事務所ではリーガルサポートプランを活用いただき、顕在化している一つの問題だけでなく、会社経営にまつわる全ての問題解決に寄与したいと考えております。

ー弁護士がサポートできる範囲ー

会社経営における法的な課題の多くを弁護士が解決します

弁護士に相談、依頼いただくタイミングは決して、訴訟や紛争になってからだけではありません。紛争を未然に防止し、または企業の価値向上においても活用いただける場面は数多くあります。会社経営における課題解決ないしは成長させていくうえでの弁護士活用をご検討ください。

| 分野 | 項目 | 分野 | 項目 |
|----------------|---|----------|--|
| 企業法務一般 組織防衛 | ・日常の法律相談 ・契約書作成、チェック ・株主総会、取締役会対応 ・クレーム対応、講師中傷対応 | 知的財産等 | ・著作権、特許権、商標、実用新案 ・不正競争 ・フランチャイズ契約 |
| 人事・労務 | ・就業規則、資金規定 ・労働審判対応 ・残業代請求対応 ・解雇、問題社員対応 ・団体交渉、ユニオン対応 | 訴訟・紛争 | ・民事訴訟、会社関係訴訟 ・建物明渡請求 ・知財紛争 ・税務紛争 |
| 各種契約・法規制 | ・役務提供、売買、請負、賃貸 ・独禁法、下請法 ・広告規制（票表法、薬機法） | M&A・組織再編 | ・デューデリジェンス ・契約交渉 ・少数株式の売却交渉 ・株主間紛争 ・相続、事業承継、事業譲渡 |
| 債権回収 | ・債権管理 ・売掛金、請負代金の回収 ・内容証明郵便発行 ・各種損害賠償請求 | 資金調達・投資 | ・新株予約権の発行 ・IPO準備 ・融資支援 ・ESG投資、SDGs |

ーリーガルサポートプランー

| 月額ご利用料金（税別） | | ライトプラン | スタンダードプラン | プレミアムプラン |
|-------------|----------------------------|-------------|--------------|----------|
| | | 5万円 | 10万円 | 15万円 |
| 1 | ホームページ等への弁護士表示 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 原則24時間以内の応答 （事務所休業日を除く） | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 相談予約の優先対応 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | ワンストップサービス | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 事務所での相談 | ○（月4時間程度）*2 | ○（無制限） | ○（無制限） |
| 6 | 電話相談 | ○（月2時間程度）*2 | ○（無制限） | ○（無制限） |
| 7 | メール相談 | ○（月2案件程度）*2 | ○（無制限） | ○（無制限） |
| 8 | チャット相談 | ○（月4案件程度）*2 | ○（無制限） | ○（無制限） |
| 9 | 時間外電話相談 *1 | × | ○（月4回程度） | ○（無制限） |
| 10 | 出張相談 | × | ○（月1回程度） | ○（月2回程度） |
| 11 | 契約書や社内規定の リーガルチェック | × | ○（高難度等は除く）*3 | ○（無制限） |
| 12 | EAP （従業員支援プログラム） | × | ○ | ○ |
| 13 | 社内研修講師 | × | ○（年1回程度） | ○（年3回程度） |
| 14 | 社内会議への参加 | × | × | ○（月1回程度） |
| 15 | 個別事件の弁護士費用割引 | 5%OFF | 10%OFF | 15%OFF |

*1 時間外とは、平日9：00～17：30以外の時間及び土日祝です。
 *2 事務所での相談、電話相談、メール相談、チャット相談を合計して月4時間程度を上限とします。
 *3 高難度等とは、専門的・先端的分野又は5ページ以上の内容を目安とします。
 *4 上記は標準的なプランの内容を示しており、実情に応じてカスタマイズいたします。

個性豊かなスペシャリスト集団として一層の進化をめざしてまいります。

私たちは常に時代の流れをキャッチし
新しい情報の収集や分析を通じて
お客様のさまざまな問題を解決するなかで
経験と実績を積み重ねてまいりました。
個性豊かな弁護士がそれぞれの得意分野を活かして
幅広い案件に対応。
大がかりな案件や専門性の高い案件には
専門チームを組むなど柔軟な体制で
お客様の満足度100%に挑みます。
これからも「正義」の理念を掲げ
一人ひとりが個性と知識を磨くことで時代のニーズに応える
スペシャリスト集団として成長してまいります。



充実の弁護士

経験豊富なベテランから元気あふれる若手まで
個性豊かな弁護士が、質の高いサービスを提供いたします。

強固で信頼の弁護士団を編成

複雑・困難な案件に対しては、同時に強力な弁護士団を編成。
議論を重ね、最善の方法で解決いたします。

膨大な蔵書と最新情報

弁護士業務の必須アイテムである法律文献・判例集などは、専用の書庫に膨大な蔵書
数を誇っています。また、情報データベースにより最新判例等の情報も有しています。

万全のフォロー体制

判決の獲得や合意書の作成等のもとより、その確実な履行に至るまで、
お客様に満足していただけるよう、責任を持ってフォローいたします。



「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、
地元京都をはじめとする皆様の
あらゆるニーズにお応えいたします。

京都総合法律事務所

弁護士 野崎隆史

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

mail nozaki@kyotosogo-law.com